

河南町入札参加資格承継事務取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、河南町入札参加資格審査申請書提出要綱（平成18年河南町告示第105号）第5条及び河南町入札参加業者資格審査要綱（平成22年河南町告示第1号）第13条第1項に規定する入札参加資格承継承認申請書の提出並びに入札参加資格の承継承認の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

合併 商法（明治32年法律第48号）又は有限会社法（昭和13年法律第74号）の規定による合併

新設分割 商法又は有限会社法の規定による新設分割

吸収分割 商法又は有限会社法の規定による吸収分割

営業譲渡 商法又は有限会社法の規定による営業の譲渡

承継人 入札参加資格の承継を受けようとする者

被承継人 承継人に対し入札参加資格を承継させる者

(承継の基本的要件)

第3条 入札参加資格の承継は、次の各号全てに該当する場合にのみ承認するものとする。

当該承継を希望する入札参加資格に係る営業の一切が被承継人から承継人へ移転したと認められること

承継の承認を申請する時点において、承継人が当該承継を希望する入札参加資格に係る資格要件を満たしていること

当該承継を希望する入札参加資格の資格要件について、法令の規定による許可又は登録（以下「許可等」という。）を受けていることが条件である場合には、営業の移転に際し、当該入札参加資格の被承継人の許可等の効力がなくなる以前において承継人が当該許可等を受けていること

(承継の承認)

第4条 有資格業者が次の各号のいずれかに該当し、別表1の承継欄に承認できると記載している場合は、入札参加資格の承継を承認できるものとする。なお、有限会

社から株式会社への組織変更は、登記事項証明書等によりそれが確認できる限りにおいて、個人から法人への組織変更は、個人がその営業を廃止し、その者が代表となって営業年度が連続する形で会社を設立して資格を承継することが確認できる限りにおいて、変更届で処理するものとする。

合併により消滅する有資格業者の入札参加資格を合併により新たに設立する会社に承継する場合

合併により消滅する有資格業者の入札参加資格を合併後存続する会社に承継する場合

有資格業者の営業譲渡により営業を承継し、入札参加資格を承継する場合

有資格業者の新設分割により設立された会社に承継する場合

有資格業者の吸収分割により他の会社に承継する場合

入札参加資格を有する個人が死亡し、2親等以内の相続人に資格を承継する場合

2 前項の規定にかかわらず、前項各号に類するもので、町長が特に必要と認める場合は、承継を承認することができる。

(承継承認の条件)

第5条 前条第1項第3号から第5号に該当する場合は、被承継人が入札参加資格の辞退又は建設業の全業種廃止することを条件とする。

2 前項の入札参加資格の辞退は、被承継人が入札参加資格辞退届(様式第1号)を町長に提出することにより行う。

(承継の範囲)

第6条 承継できる範囲は、被承継人の入札参加資格の範囲内であり、承継後における承継人の資格は、本町が入札参加資格審査申請書提出時に付した条件の範囲内とする。

(承継承認の申請手続き)

第7条 入札参加資格の承継承認を申請しようとする被承継人及び承継人は、入札参加資格承継承認申請書(様式第2号)に、別表2に掲げる必要書類を添付し提出しなければならない。

2 町長は、審査にあたり必要がある場合は、申請の理由・経緯等について説明を求め、確認資料の提出を求めることができる。

(承継承認の通知)

第8条 町長は、入札参加資格の承継を承認したときは、様式第3号により承継人に承継を承認した旨を通知するものとする。

附 則

この基準は、平成18年8月4日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年12月6日から施行する。

附 則

この基準は、公布の日から施行する。(平成20年10月28日告示第116号)

附 則

この基準は、公布の日から施行する。(平成22年2月22日告示第14号)

別表 1

種類	ケース	イメージ図	承継	備考
第4条第1号	ケース1 (合併するものが全て入札参加資格業者の場合)	<p>内は入札参加資格業者</p>	承継 できる	建設業者における承継の場合は、合併時の経審によりCの格付をする。
	ケース2 (入札参加資格業者とそうでないものが合併する場合)		承継 できる	建設業者における承継の場合は、合併時の経審によりCの格付をする。
第4条第2号	ケース1 (入札参加資格業者が入札参加資格業者を吸収合併する場合)		承継 できる	建設業者における承継の場合は、合併時の経審によりBの格付を見直す。Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合Bは従来のBの資格が継続する。
	ケース2 (入札参加資格業者でないものが入札参加資格業者を吸収合併する場合)		承継 できる	建設業者における承継の場合は、合併時の経審によりBの格付をする。
	ケース3 (入札参加資格業者が入札参加資格業者でないものを吸収合併する場合)		×	
第4条第3号	ケース1 (入札参加資格業者から入札参加資格業者に資格を全部譲渡する場合)		承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付を見直す。Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合Bは従来のBの資格が継続する。
	ケース2 (入札参加資格業者から入札参加資格業者でないものに資格を全部譲渡する場合)		承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付をする。

種類	ケース	イメージ図	承継	備考
第4条第3号	ケース3 (入札参加資格業者から入札参加資格業者に資格の一部を譲渡する場合)		承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。 建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付を見直す。 Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合AとBは従来のAとBの資格が継続する。
	ケース4 (入札参加資格業者から入札参加資格業者でないものに資格の一部を譲渡する場合)		承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。 建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付をする。 Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合Aは従来のAの資格が継続する。
	ケース5 (入札参加資格業者でないものから営業譲渡する場合)		×	
第4条第4号	ケース1 (資格の全部を分割し新設する場合)		承継 できる	建設業者における承継の場合は、分割時の経審によりBの格付をする。
	ケース2 (資格の一部を分割し新設する場合)		承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。 建設業者における承継の場合は、分割時の経審によりBの格付をする。 Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合Aは従来のAの資格が継続する。
第4条第5号	ケース1 (入札参加資格業者から入札参加業者に資格の全部を分割し吸収する場合)		承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。 建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付を見直す。 Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合Bは従来のBの資格が継続する。

種類	ケース	イメージ図	承継	備考
第4条 第5号	ケース2 (入札参加資格業者から入札参加業者でないものに資格の全部を分割し吸収する場合)	<p>(資格の全部を分割)</p>	承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。 建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付をする。
	ケース3 (入札参加資格業者から入札参加業者に資格の一部を分割し吸収する場合)	<p>(資格の一部を分割)</p>	承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。 建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付を見直す。 Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合AとBは従来のAとBの資格が継続する。
	ケース4 (入札参加資格業者から入札参加業者でないものに資格の一部を分割し吸収する場合)	<p>(資格の一部を分割)</p>	承継 できる	Aの入札参加辞退又は建設業の全業種廃止が条件。 建設業者における承継の場合は、譲渡時の経審によりBの格付をする。 Bは承継承認申請しないことも可能であり、その場合Aは従来のAの資格が継続する。
	ケース5 (入札参加資格業者でないものから分割し吸収する場合)		×	
第4条 第6号	ケース1 (入札資格を有する個人が死亡し相続する場合)		承継 できる	建設業者における承継の場合は、相続時の経審によりBの格付をせず、Aの格付けとする。

別 表 2

必 要 書 類	説 明	第 4 条 適用号数 別表1の ケ ー ス	1		2		3				4		5				6
			1	2	1	2	1	2	3	4	1	2	1	2	3	4	1
入札参加資格承継承認申請書		承継人															
建設業法3条の許可証明書(写)	通知書(写)でも可	承継人															
登録若しくは許可又は資格証明書(写)	必要な業種のみ	承継人															
経営事項審査結果通知書(写)	第1号～第5号は、合併、営業譲渡、分割時のもの	承継人															
委任状	本社以外で取引する場合	承継人															
建設業許可申請書の別表(写)	本町と契約する営業所が記載されているもの	承継人															
使用印鑑届	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの	承継人															
印鑑証明書(複写可)	申請日前3ヶ月以内に発行されたもの	承継人															
商業登記簿謄本(写)	全部事項証明書、合併、営業譲渡、分割後のもの	承継人															
		被承継人															
	閉鎖事項全部証明書	被承継人															
納税証明書(国・府・町税)	被承継人の資格申請時と同一条件のもの	承継人															
業者登録カード		承継人															
合併・営業譲渡・分割契約書(写)																	
分割計画書(写)		被承継人															
契約書・計画書を承認決議した株主総会議事録(写)		承継人															
		被承継人															
合併・営業譲渡・分割の説明函	資格内容と受付番号を記入する																
登録、許可又は資格等の廃業届	受付印のあるもの	被承継人															
入札参加辞退届		被承継人															
紙ファイル	被承継人が提出しているものと同じ色のもので背下部・表紙に会社名記入																
戸籍抄本又は除籍抄本		承継人															
		被承継人															

：共通 ：建設工事の場合 ：地質調査、測量及び設計監理等・物品買入等の場合

入札参加資格辞退届

年 月 日

河南町長 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

当社は、河南町（建設工事・地質調査、測量及び設計監理等・物品買入等）入札参加資格を下記により辞退します。

記

- 1 . 登録番号
- 2 . 辞退理由

入札参加資格承継承認申請書

年 月 日

河南町長 様

(承 継 人) 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

(被 承 継 人) 所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

実印

次のとおり 年度河南町(建設工事・地質調査、測量及び設計監理等・物品買入等)入札参加資格の承継の承認を受けたいので、関係書類を添付して申請します。なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

	被 承 継 人	承 継 人
受 付 番 号		
承継前の入札参加資格コード(番号)種類(業種・種目)	希望 1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
承継後の入札参加資格コード(番号)種類(業種・種目)	希望 1	
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	
	7	
承 継 理 由 (該当する番号を で囲む。)	1. 合併により消滅する会社の入札参加資格を合併により新たに設立する会社に継承するため。 2. 合併により消滅する会社の入札参加資格を合併後存続する会社に継承するため。 3. 営業譲渡により営業を承継し、入札参加資格を承継するため。 4. 新設分割により設立された会社に入札参加資格を承継するため。 5. 吸収分割により他の会社に入札参加資格を承継するため。 6. 入札参加資格を有する個人が死亡し、2親等以内の相続人に資格を承継するため。 7. その他 ()	

(承継人) 様

河南町長

河南町(建設工事・地質調査、測量及び設計監理等・物品買入等)

入札参加資格の承継の承認について(通知)

年 月 日付けで申請のあった標記の件について、下記内容の承継を承認します。

記

		被 承 継 人	承 継 人
受 付 番 号			
承継前の入 札参加資格 コード(番 号)種類(業 種・種目)	希望1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
承継後の入 札参加資格 コード(番 号)種類(業 種・種目))	希望1		
	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		

様式第2号(第7条関係)

入札参加資格承継承認申請書

令和 年 月 日

河南町長 様

入札参加資格を引き継ぐ者

(承継人)所在地

大阪市区

丁目 -

商号又は名称

株式会社

代表者職氏名

代表取締役

実印

承継人に対し入札参加資格を譲り渡す者

(被承継人)所在地

大阪市区

丁目 -

商号又は名称

株式会社

代表者職氏名

代表取締役

実印

該当する入札参加資格以外に消線を付ける。複数ある場合は、それぞれで申請書を作成する。

次のとおり令和 . 年度河南町(建設工事・地質調査・測量及び設計監理等・物品買入等)入札参加資格の承継の承認を受けたいので、関係書類を添付して申請します。なお、この申請書及び添付書類の記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。

		被承継人	承継人
受付番号		1 2 3 4	—
承継前の入札参加資格コード(番号)種類(業種・種目)	希望1	01 土木一式	—
	2	02 建築一式	—
	3		
	4	「物品買入等」の場合は、大分類 - 小分類コードと営業種目を記載する。 (例) 20 - 01 建物総合管理	
	5		
	6		
	7		
承継後の入札参加資格コード(番号)種類(業種・種目)	希望1		01 土木一式
	2		02 建築一式
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
承継理由 (該当する番号で囲む。)		1. 合併により消滅する会社の入札参加資格を合併により新たに設立する会社に継承するため。 2. 合併により消滅する会社の入札参加資格を合併後存続する会社に継承するため。 3. 営業譲渡により営業を承継し、入札参加資格を承継するため。 4. 該当する理由に ついては、申請書に記入し、入札参加資格を承継するため。 5. 入札参加資格を承継するため。 6. 人が死亡し、2親等以内の相続人に資格を承継するため。 7. その他 ()	